

貨物管理責任者研修

～適正な貨物管理と内部監査の充実～

平成28事務年度
監視部保税地域監督官

■ 説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 保税地域の役割
- ◆ 自主管理と社内管理規定
- ◆ 貨物管理者(倉主)とは ／ 貨物管理を行うとは
- ◆ 保税業務とは
- ◆ 内部監査とは
- ◆ 保税業務と内部監査
- ◆ N A C C S 管理資料
- ◆ 保税蔵置場の許可及び処分
- ◆ 非違発生の要因

はじめに

▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。

▼ **保税**の意義については

輸入貨物について

- ・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**

輸出貨物について

- ・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄ってきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である**ことに変わりはありません。

保税地域の役割

◆ 保税地域がなかったら…

◆ どこからでも貨物を国内に引き取ることが可能。

つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。

◆ 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

社会悪物品等の国内流入



公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 國際的な平和維持・環境保護等



保税地域の役割

◆貨物の保税地域への集中

貨物を税関監督下の保税地域に置いて、管理することが効果的

★効率的・効果的な検査の実施

安い行政(行政コストの軽減)

★輸入貨物に係る関税債権の確保

社会悪等の国内流入阻止!



ローラー部分に隠匿 (H24年12月
門司税関博多税関支署 摘発)



鉄鉱石様のもの内部に隠匿
(H25年5月 神戸税關本關 摘発)



大理石の内部に隠匿 (H26年1月
門司税關博多税關支署 摘発)



郵便物(ローソク)に隠匿 (H25年
8月横浜税關川崎外郵出張所 摘
発)



航空貨物(コーヒー袋)に隠匿
(H25年6月東京税關成田航空貨
物出張所 摘発)



郵便物内にコピーアイテムを隠匿 (H25
年8月 東京税關東京外郵出張所摘
発)

海 外

保税地域

海 外

自主管理とは

【自主管理の基本的な考え方】

- 税関は

倉主の皆様 が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感を持ち**、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が
倉主によって **自主的、かつ的確** に行われる
ことを **期待** しています。

- 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理** することになります。

倉主 ⇒ 貨物管理者

⇒ 指定保税地域では「貨物を管理する者」

⇒ 許可保税地域では「被許可者」



税関と倉主との
信頼関係が大事

つまり、**自主管理**において、

- ◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実を迅速、かつ、的確に記帳**することになります。

- ◆ 税関は、事後又は臨時的において、

- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の的確性を確認します。

自主管理と社内管理規定(CP)

■ 自主管理制度において、

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



◆CP(Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

■ CPの目的(基本通達34の2-9)

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

CPの導入と貨物管理の変遷

■ CP(Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

直接
管 理



間接
管 理

【CP導入に係る経緯】

● 昭和46年以前

搬出入の際、税関に届出が必要



① 昭和46年 自主管理のトライアル的導入

② 昭和47年 **自主管理制度導入**

③ 平成 4年 CP整備の指導開始

④ 平成 9年 **完全自主管理制度に移行**

⑤ 平成12年 CP整備を基本通達化



CPの概要

● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備する。



社内管理責任体制

保税業務社内管理体制組織図

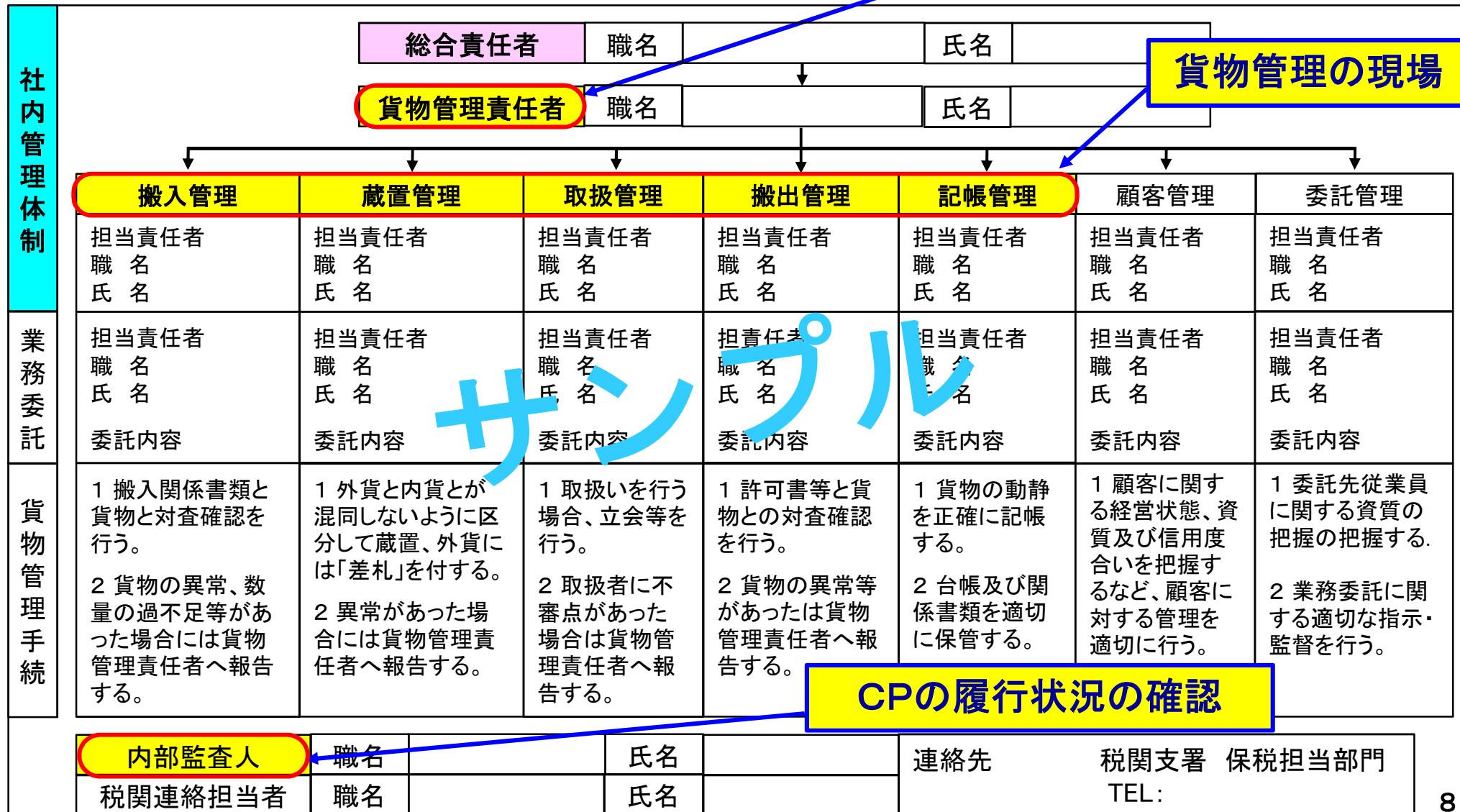
保税地域名称 :

所在地 :

TEL :

現場のトップ！

平成 年 日



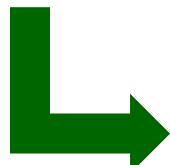
CPの履行状況の確認

■ 貨物管理者(倉主)とは

■ 貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 性善説に基づき、
- ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
- ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
- ・ 自己の責任により 適正な貨物管理(搬出入時の対査確認、蔵置管理)を行い
　・ 保稅台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者

と言うことができます。



- ① 許可保稅地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保稅地域)
⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)
- ② 指定保稅地域
⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

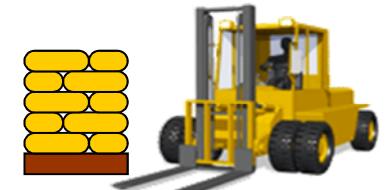
■ 貨物管理を行うとは ①

■ 具体的には 貨物管理を行うとは、

- 貨物を搬入する場合には、貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、搬入作業予定、荷捌明細(蔵置場所の選定、搬入準備)を決定し、ポートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳すること



- 蔵置管理中は、在庫の確認、蔵置期間の確認及び取扱い等を行うこと
- 搬出については、貨主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細(荷捌き、フォークリフト、配送等の手配)を決定し、デリバリー・オーダー、輸入許可書、保税運送承認書等、搬出関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳すること



と表現することができます。

■ 貨物管理を行うとは ②

■ 関税法は、倉主に関して、記帳義務（法第34条の2）、業務遂行能力等の許可要件（法第43条）、収容能力の増減等（法第44条）、亡失貨物に係る関税納付義務（法第45条）及び処分（法第48条）等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。

それで、「記帳義務違反が多い」ということになるんですね。

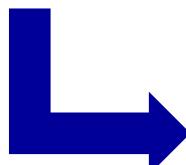


■ 貨物管理責任者の業務と責任

【社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(2)口】

◆ 貨物管理責任者とは

社内管理規定において、倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う者と規定されています。



貨物に異常があった場合、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から 貨物管理責任者 へ通報され、貨物管理責任者 から税関に報告することとなっている保税地域が一般的です。

つまり、貨物管理責任者の行動、資質（保税知識の有無等）によって、当該保税地域の貨物管理の適正さが左右されることになり、まさに、貨物管理の 要 であり、貨物管理責任者の責任は重大です。

これが、現場のトップ といわれる所以です。



非違と事故

保税部門においては、「非違」と「事故」を分けて取扱っています。

- 「非違」とは、保税業務に関して、例えば、記帳義務に違反した行為など、「**関税法の規定に違反した行為**」のことを指すこととしています。
- 「事故」とは、内貨の誤搬出など**貨物管理が不適切だった場合**、又は**災害や保税運送中の亡失があった場合**などを指すこととしています。
- ただし、「非違」と「事故」の内容が同じような場合においても、発生時の状況や原因等を調査した結果、「非違」又は「事故」のいずれかに該当することになりますが、「事故」となった場合においても、誤搬出事案が頻発するような許可保税地域については、「業務遂行能力がない」として、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

保税蔵置場に対する処分

【法第48条(許可の取消し等)】

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合**においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が**保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき**（1号処分）

② 被許可者が許可要件（法43条第2号から10号）に該当することとなったとき（2号処分）

■ 指定保税地域の場合

【指定保税地域の場合】

従来、指定保税地域は、地方公共団体等が埠頭、施設等を所有し、適正に管理・運営されるという前提のもとで、貨物管理者に対する規制を最小限のものとするため、処分規定を設けていなかった。

しかし、国際テロの未然防止、社会悪物品の水際阻止等の観点から、他の保税地域と同様に、関税法の規定に違反するようなことがあった場合は的確に処分することとしたものである。(⇒貨物管理の実態も蔵置場と同様な態様であったことも理由)

具体的には、平成17年度関税改正により、新たに法41条の2を設け、

「指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる」

ことを可能とした。

- ◆ 指定保税地域は財務大臣の指定となっているため、許可がない。
⇒ 許可要件がないため、法48条第2号処分はない!!

【注意事項】

指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

「CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象」となりますので注意願います！！

非違の発生割合・態様(H27事務年度)

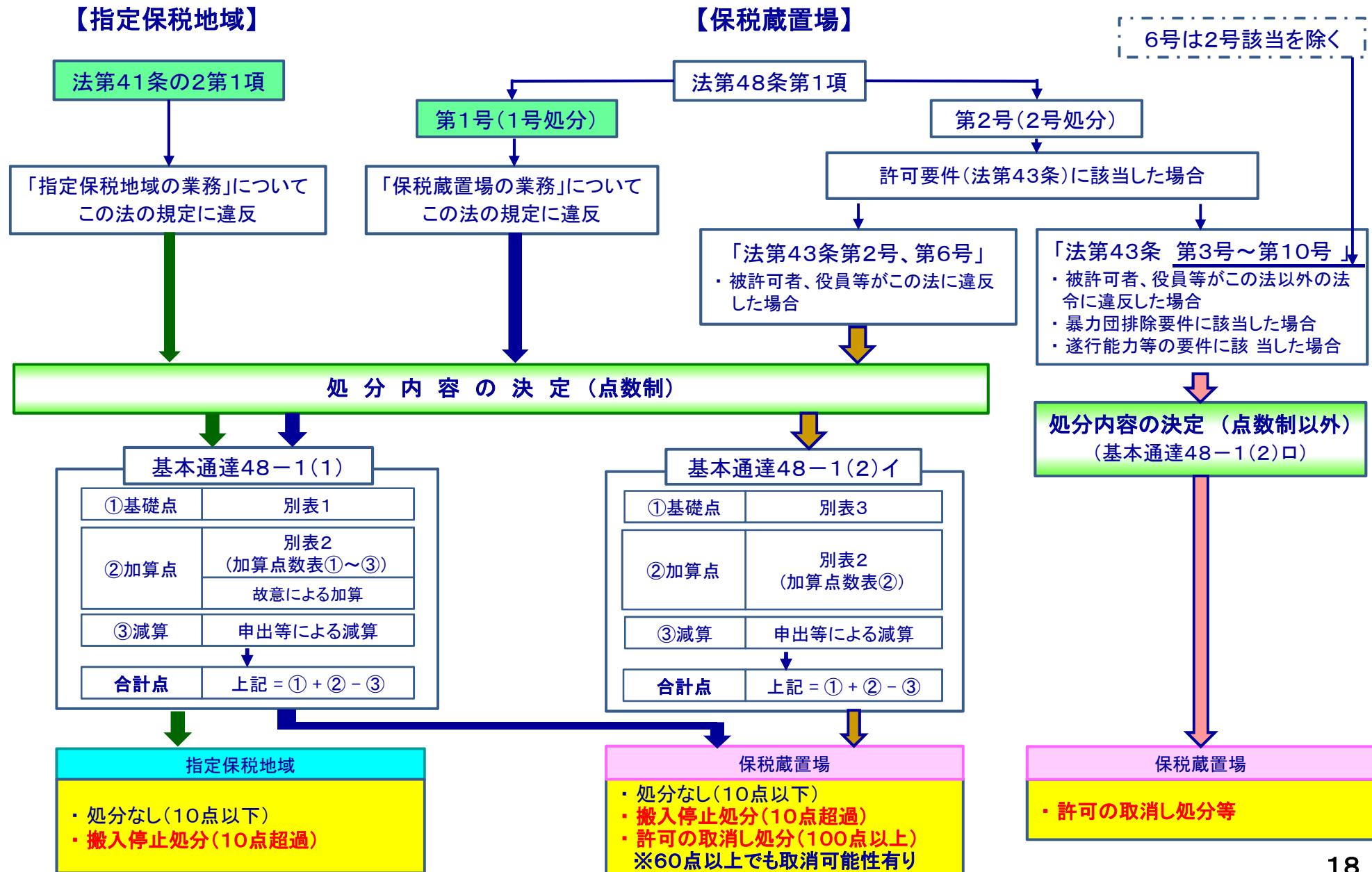
NO	非違の態様	割合(%)	非違の内容
1	記帳義務違反	82.8	<ul style="list-style-type: none"> ● NACCS管理資料を保税台帳としている倉主が、当該管理資料の取得の失念及び、NACCS業務の的確な登録を失念し、管理資料に反映されなかったもの。また、マニュアル管理の貨物について、マニュアル台帳の記帳を怠ったもの。 ● 外国貨物を内国貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。 ● 外国貨物を輸入許可済貨物と誤認し、国内に搬出し、記帳を怠ったもの。
2	両罰規定該当 (虚偽輸入申告)	5.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 通関業者A社が他法令の承認書を偽造し、輸入申告の上、許可を受けた事案について、A社が通告処分を受け、履行したことから、A社が許可を受けていいる保税地域が搬入停止となったもの。
3	容能力の増減等の届出義務違反(工事届を含む)	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉主が、保税蔵置場の敷地の一部を他の事業者に貸し付けたにも係らず、「減坪届」の提出を失念したもの。 ● 保税工場等において、施設の撤去及び機器等の設置に伴い、工事部門と保税業務部門との連絡が不十分であったこと。また、保税業務担当者の認識不足により、「工事届」を失念したもの。
4	保税地域外蔵置	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ● 保税部門職員が、巡回、在庫確認、保税業務検査を実施したところ、外国貨物を担当者の怠惰により、保税地域以外に蔵置していたことを発見したもの。
5	蔵置期間未承認延長	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 蔵置期間の2年を超えていたことに気付かず、蔵置期間の延長申請を怠っていたもの。
6	未承認申請違反 (滅却承認、移入承認)	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 滅却承認又は移入承認を受けずに外国貨物を滅却処理及び保税作業の原料として使用していたもの。
7	未承認保税運送	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国貨物(輸出許可済貨物)を保税運送承認を得ずに運送し、国外に搬出したもの。
8	無許可貨物の取扱い	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国貨物(冷蔵貨物)について、荷主及び通関業者との連絡が不十分であつたことから、取扱許可を受けることなく、貨物を加工したもの。

非違と事故の割合 / 事故の内容(H27事務年度)

非違と事故の割合(%)	
非 違	81. 9
事 故	18. 1

NO	事故の態様	割合(%)	事故の内容
1	誤搬出	96. 3	<ul style="list-style-type: none">○ 輸出しようとする貨物とはなっていない内国貨物を輸出許可済貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。○ 輸出許可済貨物をバンニングする際に、誤って内国貨物も同じコンテナにバンニングし、海外に送り出したもの。○ 輸出許可済貨物をバンニングする際に、現場作業員等の確認不足により、貨物の一部をコンテナにバンニングすることなく、蔵置場内に積み残されたもの。
2	亡失	3. 7	<ul style="list-style-type: none">○ 水面蔵置場において、台風による暴風、高波、高潮により、蔵置場と港内とを仕切る壁の大半が決壊し、蔵置されていた南洋材945本が港内外に流出し467本を回収したが、残り478本については港外に流出したため、現在も捜索を継続中である。

許可の取消し等



基本通達48-1(別表1-①)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
<p>1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p> <p>① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を置くこと(法第30条第1項)。</p> <p>② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと(法第32条)。</p> <p>③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第37条第1項、法第40条第1項(法第49条において準用する場合を含む。)等</p> <p>④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと(法第43条の2及び第43条の3第1項(法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む)等</p> <p>⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと(法第40条第2項(法第49条において準用する場合を含む。))。</p>	3	<p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること(法第41条の2第1項、法第48条第1項(法第62条又は法第62条の7において準用する場合を含む。)等</p> <p>⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと(法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること(法第62条の3第1項)。</p> <p>⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること(法第62条の4第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること(法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。))</p> <p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を運送すること(法第63条第1項、法第64条第1項)。</p> <p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	3

基本通達48-1(別表1-②)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
<p>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p> <p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。</p> <p>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。</p> <p>③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む))。</p> <p>④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))</p>	2	<p>⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条)</p> <p>⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れるにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。</p> <p>⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。</p> <p>⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。</p> <p>⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	2

【適用】 ① 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあつたものとして算出する。

② 上記①の場合、非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。

【留意】 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

基本通達48－1(別表2)

加算点数表①

【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

加算点数表②

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

加算点数表③

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

保税蔵置場の許可

【保税蔵置場の許可要件(法第43条)】(抜粋)

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 保税地域の許可を取り消された者で3年を経過していない場合
- ② 関税法違反により通告処分等を受けた者で3年を経過していない場合
- ③ 関税法以外の法律により禁錮以上の刑に処せられた者等で2年を経過していない場合
- ④ 暴力団員による不正防止等の法律に違反した等で2年を経過していない場合
- ⑤ 暴力団員等である者場合
- ⑥ 通告処分等を受けた者、関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた者及び暴力団等関連者を役員、支配人等として使用している場合
- ⑦ 暴力団等から支配されている者
- ⑧ 資力及び保税蔵置場の業務を遂行できる能力があると認められない場合
- ⑨ 場所の位置、又は、施設が不適当な場合
- ⑩ 利用の見込み、価値が少ない場合

非違発生の要因

- 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。
実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。
具体的には、担当者における
▼ 知識不足 ▼ 思込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・不足
がほとんどです。
つまり、**基本動作の不徹底** が最大の要因です。

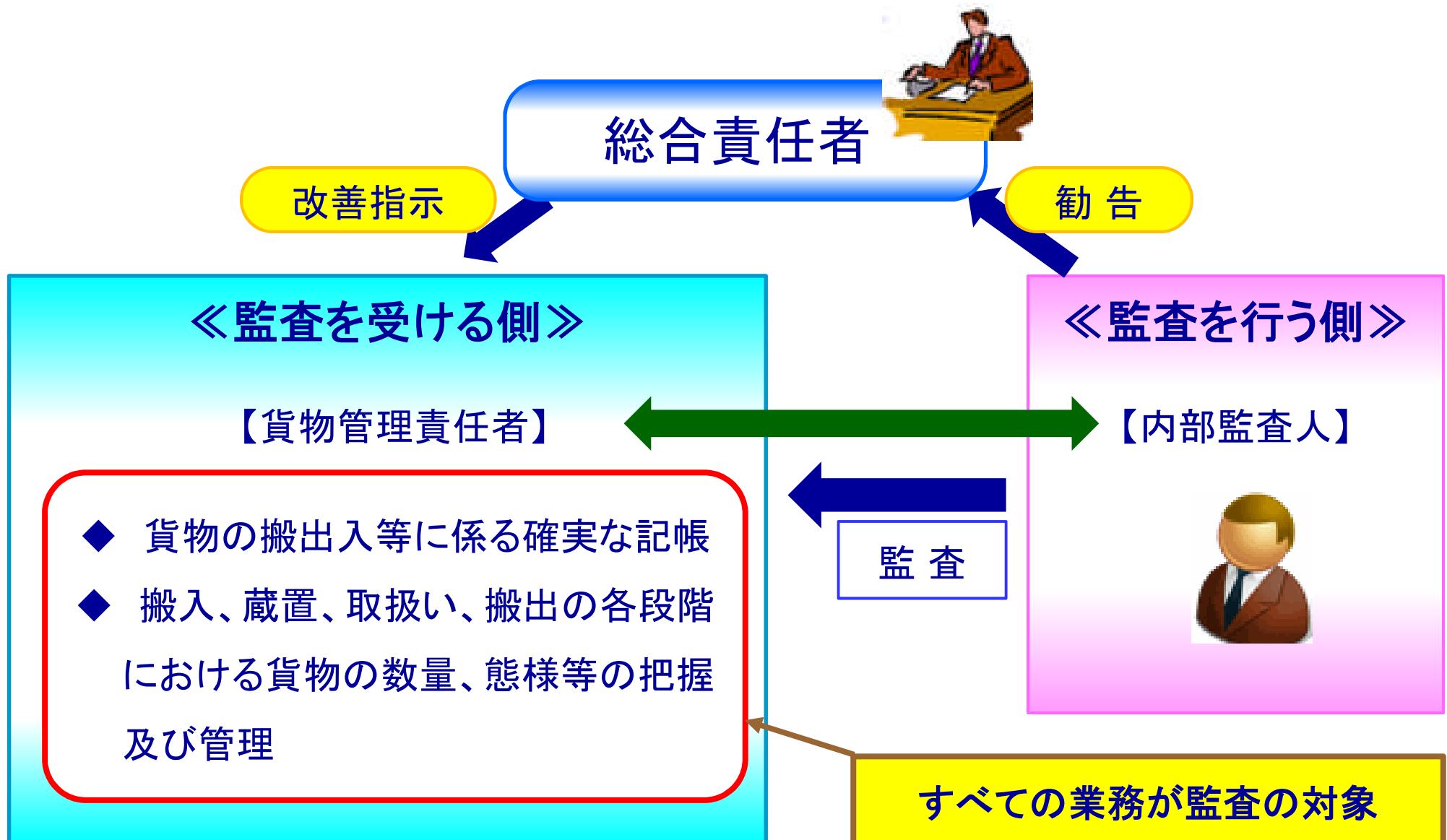
防 止 策

- ① 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の段階において、**適正かつ確実に関与**することが大事です。
- ② **充実した社内研修・教育を継続的**に行なうことが有効だと思います。
- ③ **厳正な内部監査の実施**が重要だと思います。
- ④ **社内環境を如何に活性化(上下関係に関わらず、意見を言える)できるか**がポイントと思われます。是非、社内での検討をお願いします。

保税業務とは

- ▼ 保税業務を定義するすれば、倉主が **CPに基づいた適正な貨物管理** を行うとともに、例えば、収容能力が増加する場合における届の提出など、関税法が求める必要な税關（保税）手続きを的確に行うことと言えると思います。
- ▼ したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が **関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合** には、法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることになります。

内部監査における責任者の立場



内部監査とは ①

■ 内部監査とは

- 内部監査とは、
 - ・ 企業等の組織体における目標達成に向け効果的に役立つことを目的として
 - ・ 組織体の諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、
公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、
 - ・ 問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、組織の **自助作用** として助言・勧告を行う組織内の独立した機能
- ということができると思います。

内部監査とは ②

■企業活動

- コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- コーポレートガバナンス（企業統治）

この他に
「CSR(企業の社会的責任)」
も重要ですね！

- ◆ 企業の経営方針を如何に実行するか ⇒ マネジメント
- ◆ 経営状況を如何に管理・監督するか ⇒ **内部統制**

企業のシステムが健全に機能して
いるかを審査！

内部監査・外部監査

企業にとって「内部監査」はとっても重要なものです！



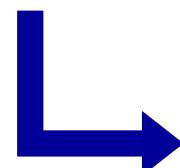
内部監査とは ③

■企業活動

- ① コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- ② コーポレートガバナンス（企業統治）

会社が、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味するとされています。

● コーポレートガバナンスコード(企業統治原則)



東証上場企業に対して
平成27年6月1日から適用開始！

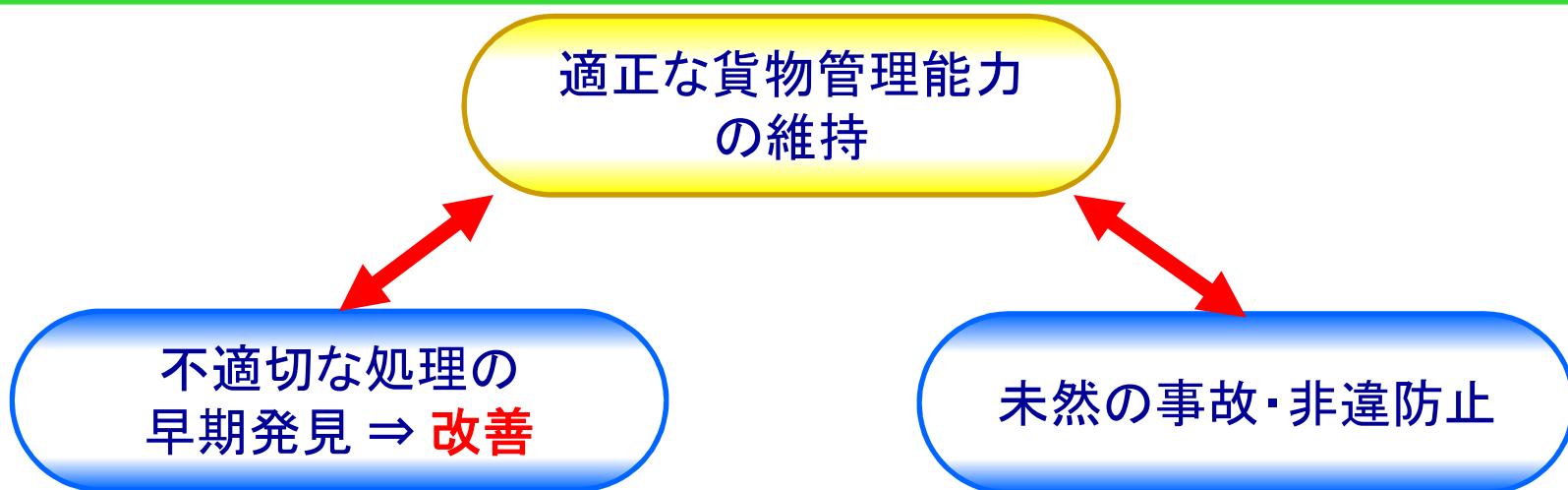
内部監査の目的

■ 内部監査の目的

◆ 基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



内部監査人について

■望ましい内部監査人像

▼ 社内管理規定等により、権限付与(高い独立性)

他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行します。



- ・独立性
- ・十分な知識

誰かいらない
ですか！！

▼ 保税業務に精通(十分な専門知識)

職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要があります。

▼ 関税法上役職等の限定規定なし

会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はありません。

■基本通達上の規定

▼ 社内管理規定の整備：基本通達34の2－9(7)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

▼ 保税業務を委託する場合の範囲：基本通達34の2－11(2)

総合責任者、貨物管理責任者…、内部監査人は被許可者の従業員であること。

▼ 許可の際に付する条件：基本通達42－11(6)

内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

内部監査人の手法・心構え

■模範的な監査手法

▼ 監査計画の作成

- ・ 貨物管理の実態把握(貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等)
- ・ CP履行状況の把握(CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等)

▼ 評価基準の作成

- ・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

▼ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告
- ・ 社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策等の提言

【有効な監査方法の例】

複数の蔵置場を有している者が事業所相互に監査を行うのは、有効だと思います。



■監査人としての心構え

- ▼ 客観的な視点で、なれあいではなく、毅然とした態度で臨みます。
- ▼ 原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は具体的な内容にします。
- ▼ NACCS業務は担当者に実施させ、迅速性や正確性で習熟度を確認します。

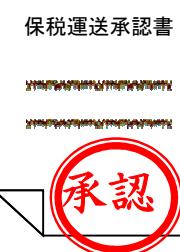


保税業務(搬出入)と内部監査 ①

■搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 搬入関係書類(保税運送承認書、ポートノート、送り状等)との貨物との対査確認は確実に行われていますか。
- ・ 搬出関係書類(輸出入許可書、保税運送承認書等)との貨物との対査確認は確実に行われていますか。



担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です！



■搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 保税台帳への記帳や **NACCSへの登録業務** が手順書等に基づき、速やかに適正な処理が行われていますか。
- ・ 保税台帳への記帳や **NACCSへの登録業務** を行う際の書類は、確認書類として適正な書類と言えるものですか。

担当者に、実際のNACCS業務(BIA等)を行ってもらうことで習熟度の度合が分かり、効果的です！



保税業務(搬出入)と内部監査 ②

■CPと実際の搬出手入手続きとは一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・責任者は、担当者が社内業務手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

・担当者が変更した後に不適切な処理に至る場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に行ってください！！



■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断します。

保税運送承認書

保税台帳



■CPと実際の搬出手入手続きを一致させるためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのような手続きが記載されているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。

保税業務(蔵置管理)と内部監査 ③

■帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 貨物在庫状況照会(IWS)による在庫と現物在庫は一致していますか。(NACCS参加保税地域)。
- ・ マニュアルの保税台帳の数量と実在庫数量は一致していますか。



現場での実在庫の確認が重要です。



■長期蔵置貨物について管理等が適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 長期蔵置貨物の意味を理解していますか。
(指定保税地域と蔵置場の違いなど)
- ・ 長期蔵置となった場合の保税手続きは適正にとられていますか。
- ・ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられていますか。
- ・ 蔵入承認(IS)の意味を理解されていますか。

「IS(蔵入承認)」の期間は通算されますのでご注意願います。



保税業務(蔵置管理)と内部監査 ④

■CPと実際の在庫管理手続が一致していますか。

担当者はだれですか。



【確認方法(例示)】

- ・体制組織図や保税業務担当者名簿に記載された担当者により管理業務が行われていますか。
- ・責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

■CPと実際の在庫管理手続きを一致させるためにどの様な措置を講じていますか。

また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。
- ・月末に棚卸しを行っているか、また、その際の記録は保管しているかを確認します。



保税業務(蔵置管理)と内部監査 ⑤

■保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていませんか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識していますか。
- ・ 保税地域のエリアが明確に判る措置(表示、線引き等)がとられていますか。(表示、線引き等が消えかけてないか)

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させた事案も過去に発生していますので注意願います。



■貨物が適正に区分蔵置されていますか。

また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されていますか。
- ・ 貨物の表示(さし札)がわかりやすく、措置されていますか。
- ・ 危険品、高価格品の保管状況は万全と言えるものですか。

・「さし札」の内容が十分か確認願います(基本通達34の2-6)。
・蔵置場では貨物の種類が限定されていますので、例えば、危険品が含まれていない場合は、事前に「蔵置貨物の種類変更届」の提出が必要となりますので留意願います。



保税業務(蔵置管理)と内部監査 ⑥

■CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じていますか。また、当該措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・施設面、人的配置の観点から、
保全体制は十分ですか。
- ・警備会社に委託している場合に、警備会社からの報告は定期的に
行われていますか。
- ・体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が
行われていますか。
- ・責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

- ・施設の種類(建屋、野積場等)によって、保全体制が変更することにもなる可能性がありますので、不明な場合は、税関へ相談願います。
- ・盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じますのでご注意ください。



保税業務(記帳管理)と内部監査 ⑦

■帳簿に必要事項が記載されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されていますか。

《NACCS民間管理資料による保税台帳の場合》

- ・ 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努めていますか。
- ・ 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認していますか。
また、保存データ(バックアップデータを含む)を定期的に確認していますか。
- ・ IS、マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われていますか。



- NACCS管理資料又はその他自社システムの電磁的記録を保税台帳とする場合においては、基本通達34の2-4(2)の規定により、事前の税關への届出が必要ですので留意願います。
- BIA、BOC等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合がありますので、貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務を行っていただくようお願いします。

保税業務(記帳管理)と内部監査 ⑧

■輸出入許可書、保税運送承認書等、
又はその写しが整理・保存されていますか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、
現物を確認してください。

【確認方法(例示)】

- 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。



■CPと記帳手続が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

■記帳の重要性

関税法では、法第34条の2により、貨物管理者へ貨物の搬出入及び取扱等の状況の事実を明確に記帳することを義務付けし、これによって、貨物の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるものであり、「自主管理の根幹」となっています。



保税業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ①

■通報体制の履行状況は適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされていますか。
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切になされていますか。
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されていますか。

休日における税関への通報先も忘れずに！



■従業員(下請事業者を含む)に対する社内研修は十分に実施されていますか。

また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存されていますか。
- ・ 部外研修会やMOU連絡会等への参加記録は作成・保管されていますか。
また、その内容は社内等で共有されていますか。
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改定していますか。

研修実施報告書

保税業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ②

■ 貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 社内部門間の連絡体制は、社内管理規定等に基づいて適正に運用されていますか。

■ 税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 定例ミーティングの機会等を利用し、周知徹底が図られていますか。



特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているかを確認願います！

保税業務(その他)と内部監査 ①

■貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は、立ち会っていますか。
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されていますか。
- ・ 不適正な税関手続等があった場合には総合責任者に報告がなされていますか。

特に、荷主による内容点検や見本一時持出の際には、事前に税関へ通報していただくようお願いしています。



■問題となる業務委託はないですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結していますか。
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認していますか。
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握していますか。

契約内容、期間を確認することも大事です。



保税業務(その他)と内部監査 ②

■ **許可条件** に記載されている保税の手続は適切に行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は遅滞なく提出されていますか。
- ・ 内部監査の結果を税関に提出されていますか。



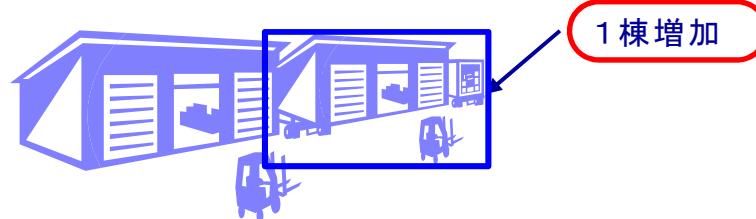
■ 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っていますか。
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されていますか。
- ・ NACCSシステムの操作資料、手順書が整備され、有効に活用されていますか。

保税業務(その他)と内部監査 ③

■保税地域の面積の増減少、工事、移転等の際における税関手続き及び関係書類の整理は適切に行われていますか。



【確認方法(例示)】

- ・ 関税法第44条及び関係通達の内容を確認していますか。
- ・ 工事届の提出が必要かどうかについて、税関へ相談していますか。

保税業務(NACCS管理資料 ①)

■NACCS管理資料は以下の手順で取り出すことができます。

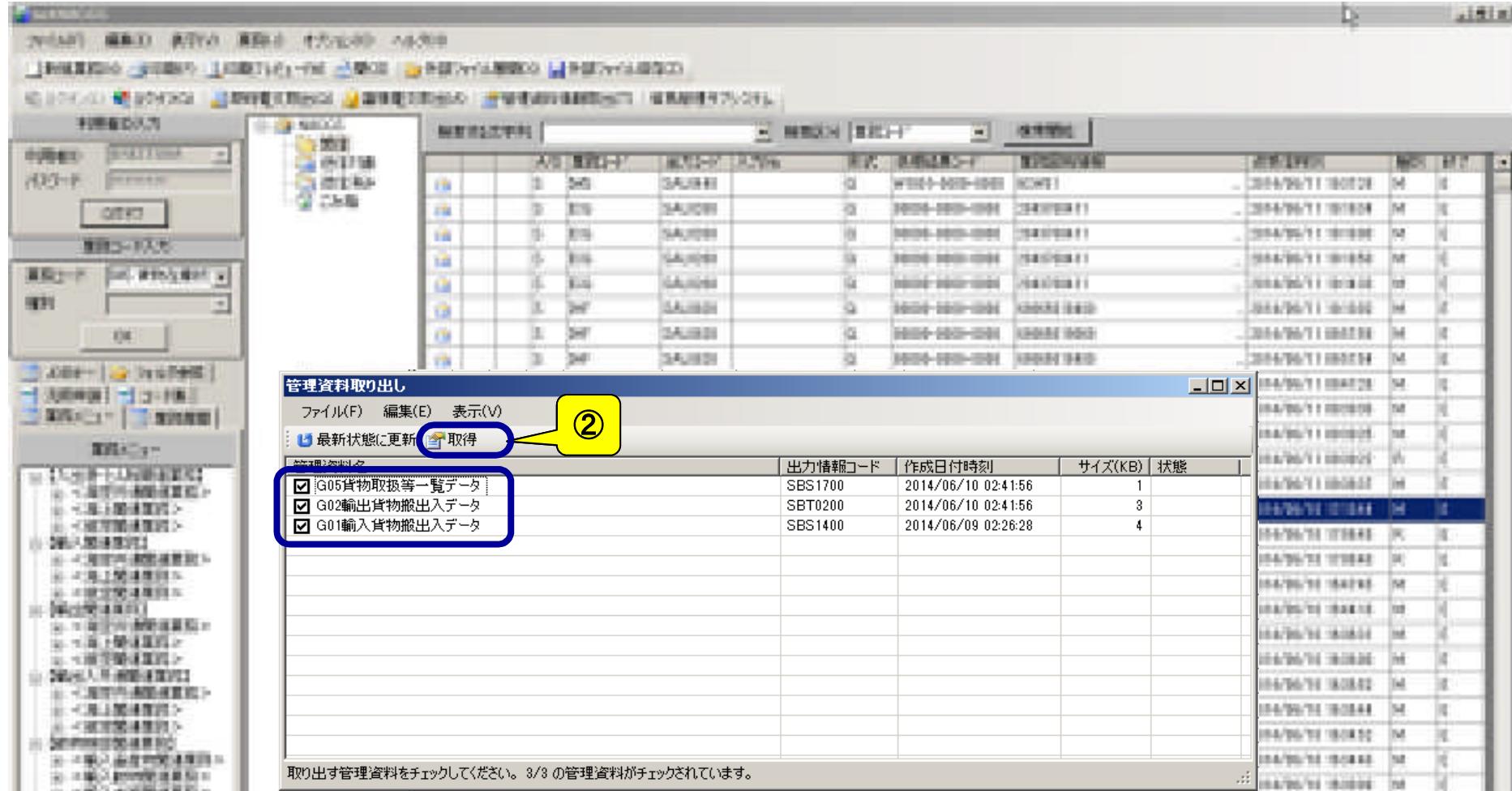
■特にこの管理資料を保税台帳とされている倉主の方は、取得忘れや紛失がないように十分ご注意ください。

- ① NACCSパッケージソフトにログオンし、『管理資料情報取出』(①)をクリック



保税業務(NACCS管理資料 ②)

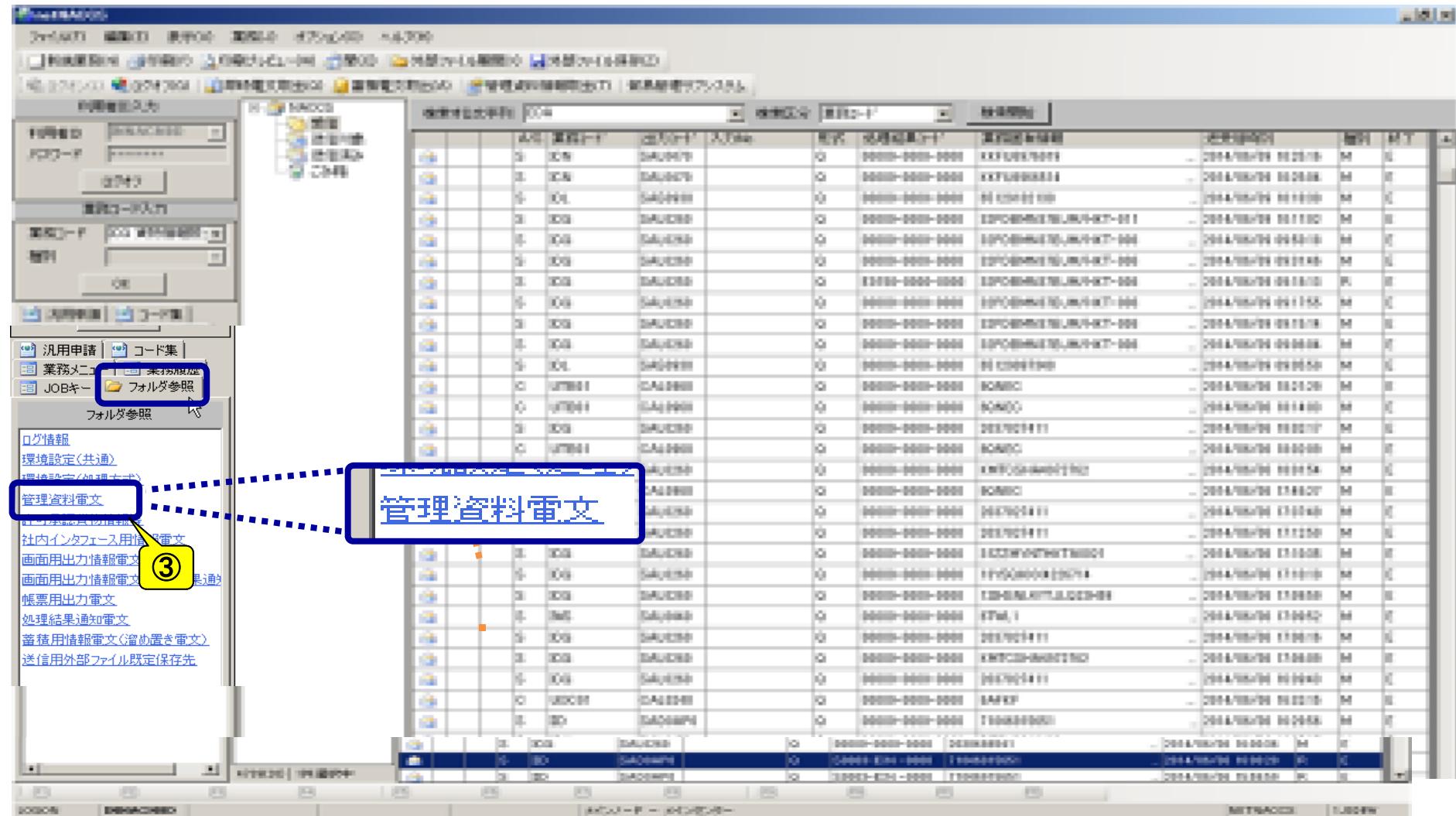
- ② 「管理資料取り出し」が表示されたら、『取得』(②)をクリック



- ③ 取得完了です。次の手順で取得したファイルを確認して下さい。

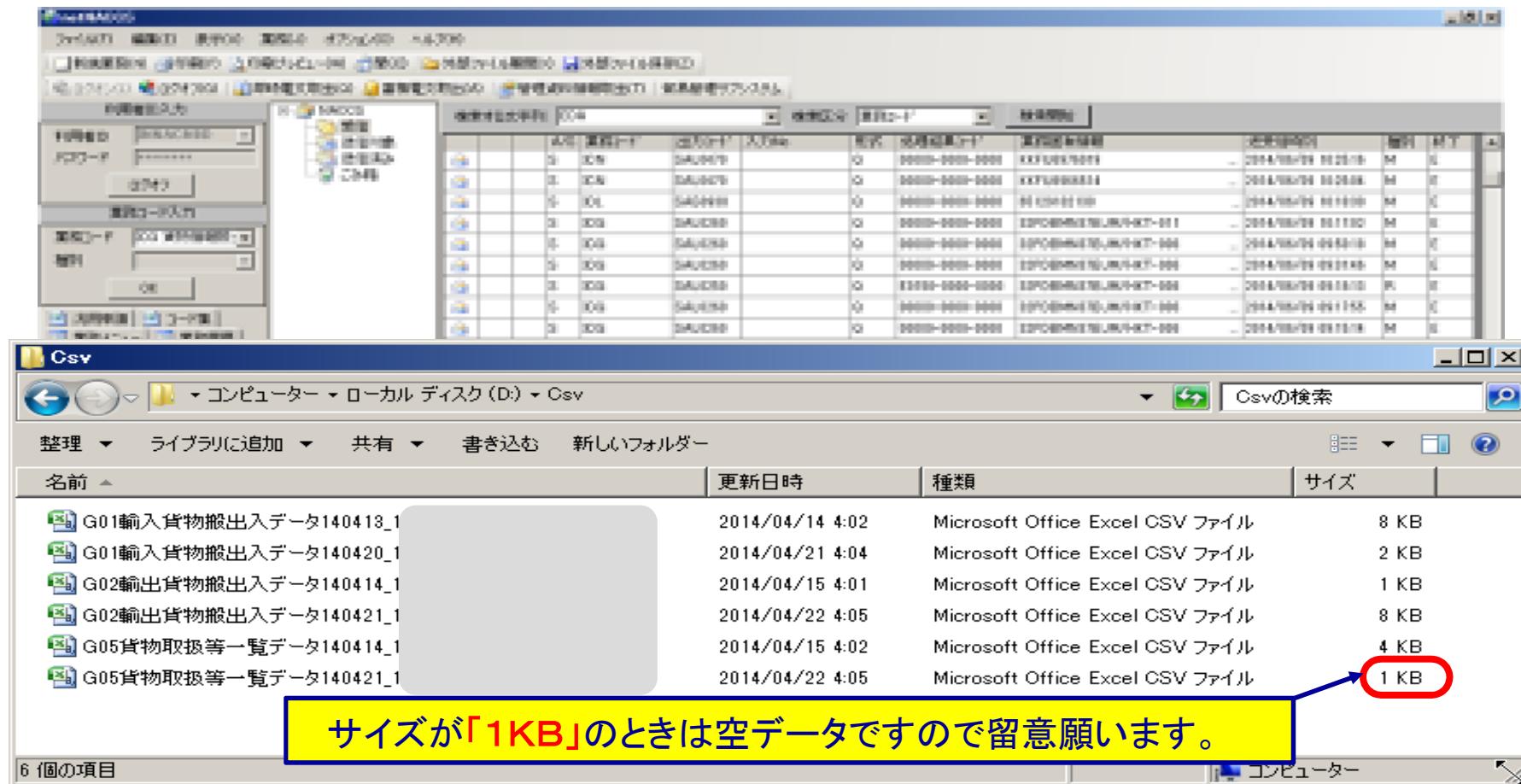
保税業務(NACCS管理資料 ③)

④ 「フォルダ参照」の『管理資料電文』(③)をクリック



保税業務(NACCS管理資料④)

- ⑤ 管理資料を保存したフォルダが開きますので、漏れなく保存されていることを確認して下さい。
また、ファイルを開いて、記載されるべき貨物が記載され、その内容が正しいことを確認して下さい。
ご不明な点はNACCSセンター九州事務所へお問い合わせ願います。



- ⑥ 管理資料の配信日は以下のとおりとなっていますので留意願います。
- ◆ 輸入貨物搬出入データ(G01) ⇒ 毎週月曜日08:00以降
 - ◆ 輸出貨物搬出入データ(G02)と貨物取扱等一覧データ(G05) ⇒ 毎週火曜日08:00以降

保税業務(NACCS管理資料)⑤

① 管理資料を取得

管理資料を取得した場合は右のようなCSVファイルが保存されます。

G01輸入貨物搬出入データ140615_6TANO..

G02輸出貨物搬出入データ140616_6TANO..

G05貨物取扱等一覧データ140616_6TANO..

② ファイルを開く

例えば、G01を開くと以下の内容が表示されるが、一部(許可番号欄等)は縮小されており、わかりませんので、列を広げて許可番号を確認します。

これでは番号がわかりません。

SBS1400 6TANO		利用者コード	IC:直輸入、OLI:保税運送 等																				
20140615 16HOZE		保税地域コード																					
輸入貨物搬出入データ																							
搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消	E貨物管理番船	船舶名	入港日	品名	個数	個数単位	重量	重量単位	容積	容積単位	記号番号	保税運送承仕分親貨物仕分親仕通関業者	荷受人コード	荷受人名	搬出区分	許可番号	許可日	搬出先	
20140606		20140609		0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Coffee	65	RO	1293.5	KGM	3.04	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESOLI	6.51E+10	20140606	6TOOO
20140606		20140609	0830	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Coffee	10	CT	107.4	KGM	0.74	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	6.16E+10	20140609	
20140606		20140609	0915	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Been	5	CS	2875	KGM	2.36	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	6.16E+10	20140609	
20140606		20140609	1000	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Been	14	CT	154.5	KGM	1.24	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	6.16E+10	20140609	

取得日

SBS1400 6TANO		列を広げると、許可番号が明確となります。																					
20140615 16HOZE																							
輸入貨物搬出入データ																							
搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消	E貨物管理番船	船舶名	入港日	品名	個数	個数単位	重量	重量単位	容積	容積単位	記号番号	保税運送承仕分親貨物仕分親仕通関業者	荷受人コード	荷受人名	搬出区分	許可番号	許可日	搬出先	
20140606		20140609		0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Coffee	65	RO	1293.5	KGM	3.04	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESOLI	615.....	20140606	6TOOO
20140606		20140609	0830	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Coffee	10	CT	107.4	KGM	0.74	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	615.....	20140609	
20140606		20140609	0915	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Been	5	CS	2875	KGM	2.36	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	615.....	20140609	
20140606		20140609	1000	0	zeikan0503zeikan	hibiki111	20140605	Been	14	CT	154.5	KGM	1.24	MTQ	N/M	6.51E+10	'	06HOZE	'	TANOUESIC	615.....	20140609	

保税業務(NACCS管理資料 ⑥)

③ 貨物取扱等の管理資料

GO5を開くと以下の内容が表示されます。

SBS1700		6TANO		M: 見本一時持出											001EF		
20140616		1 6HOZE															
貨物取扱等一覧データ																	
D	20140613	6.51E+10	zeikan1963	N/M	zeikan1963	6TANO	Coffee	20140613	1530	20140613	1600	50	CT	625	KGM	2	
D	20140613	6.51E+10	zeikan1963	N/M	zeikan1963	6TANO	Coffee	20140613	1530	20140613	1600	50	CT	625	KGM	2	
M	20140610	6.51E+10	zeikan1963		'	6TANO	Been	20140610		20140616				15	KG	bunsekikais	
M	20140610	6.51E+10	zeikan1963		'	6TANO	Been	20140610		20140616				3	KG	20140610 bunsekikais	

■ 空欄の場合、MHO登録忘れ！

●NACCS管理資料を保税台帳としている貨物管理者において、法第32条の見本一時持出について、見本持出確認登録「MHO」の業務を失念したとして、法令違反なる事案が散見されます。

上記の資料は、T社のNACCS管理資料「GO5貨物取扱等一覧データ」です。上から3つ目の見本持出に係る持出日が登録漏れとなっていますが、この場合の対処法としては、次のようなことが可能です。

- ① これまでMHO業務は登録可能日が許可申請(MHA)で登録した【持出期間終了年月日】を含め2日間(日・祝除く)とされていましたが、平成26年7月20日より7日間(日・祝除く)に延長されました。
(詳細はNACCS掲示板を参照願います)
- ② 持出日を確認できる書類を保管し、直接データに入力する。
(色付けしていただくと、後の業務検査で確認しやすいのでよろしくお願いします)
- ③ 持出日を確認できる書類を保管し、見本一時持出許可書(又は許可情報)に持出日を記載し保管します。
(この場合、確認者が押印していただくと業務検査時に確認しやすいのでよろしくお願いします)



おわりに

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認(蔵置期間、区分蔵置、さし札)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の的確な登録)

最後になりますが

不明な点があれば、保税地域監督官部門へ
ご遠慮なく、お気軽にご相談ください！

◆連絡先：050-3530-8387

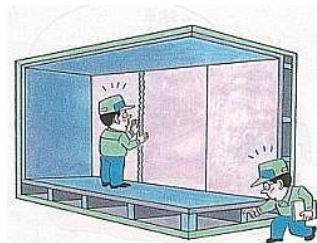
税関への情報提供について

○ 情報提供の事例

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか…?

【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に厳重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニア・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている



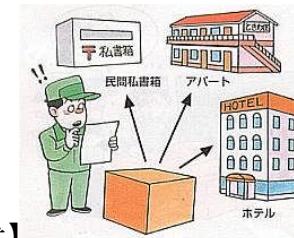
【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさない電話での問い合わせ
- (4) 連絡が一方的で、相手の連絡先が不明



【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる



【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある

【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！